○技能職員の給与等に関する訓令

平成12年３月29日

警察本部訓令第11号

警　察　本　部　長

技能職員の給与等に関する訓令を次のように定める。

技能職員の給与等に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、技能職員（技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第12号）第２条に定める技能職員をいう。以下同じ。）の給与、退職手当及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給料）

第２条　給料の額は、給料表（別表第１）に定めるところによる。

２　給料の支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）の適用を受ける職員の例による。

（職務の分類）

第３条　技能職員の職務は、その職務の特殊性及び責任の度に応じ、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別基準職務表（別表第２）に定めるとおりとする。

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第４条　技能職員の初任給、昇格、昇給等の基準は、次項から第５項まで及び次条の規定によるほか、職員の給与に関する条例及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則７－221）の規定の例による。この場合において、同条例第４条第８項中「55歳（委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で委員会規則で定めるもの）」とあるのは「技能職員（一種）は55歳、技能職員（二種）は57歳」」と読み替えるものとし、同規則別表第４中「100分の50以下」とあるのは「100分の80以下」と読み替えるものとする。

２　新たに技能職員となる者の職務の級は、級別基準職務表に定める基準に従い決定するものとする。

３　新たに技能職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給のうち、当該技能職員の職員の種類及び学歴免許に応じて初任給基準表（別表第３）に掲げる号給とする。

４　技能職員を昇格させた場合における当該技能職員の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表第４）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

５　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項の規定により採用された技能職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第２条第１項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令第３条の規定によりその例によることとされる埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第15条の２第１項第２号の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同規程第12条に規定する日勤制勤務の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（扶養手当等）

第５条　扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準じる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額並びに支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

２　職員の給与に関する条例第19条第１項に規定する基準日現在において主任の職に引き続き在職した期間（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条又は第17条の規定の例により給料月額を決定された職員にあっては、その者の給料月額を決定する際これに相当する期間とされた期間を含む。）が２年以上の技能職員の期末手当基礎額は、職員の給与に関する条例第19条第４項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に期末手当及び勤勉手当職務加算表（別表第５）の職務の級に応じた割合を乗じて得た額を加算した額とする。

３　前項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「第19条第４項」とあるのは「第19条の４第３項」と読み替えるものとする。

（退職手当）

第６条　退職手当の額及び支給方法については、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉

県条例第18号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第７条の４第３項において委員会規則で定めることとされる事項については、警察本部長が定めるものとする。

２　前項の場合において、退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則（平成18年埼玉県人事委員会規則７-856）の適用は、同規則別表イ及びロ中「職員の給与に関する条例の行政職給料表」とあるのは「技能職員の給与等に関する訓令の給料表」とする。

（旅費）

第７条　旅費の額及び支給方法については、職員の旅費に関する条例（昭和27年埼玉県条例第20号）の適用を受ける職員の例による。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される者の給与等）

第８条　外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年埼玉県条例第１号）第２条第１項の規定により同項各号に掲げる機関に派遣される技能職員の給与、退職手当及び旅費については、同条例第４条から第７条までの例による。

（修学部分休業をする者の給与）

第９条　技能職員が、地方公務員法第26条の２第１項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与は、職員の修学部分休業に関する条例（平成23年埼玉県条例第９号）第３条の例による。

（育児休業をする者等の給与等）

第10条　技能職員が育児休業をしている期間の給与については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第４条第２項及び職員の育児休業等に関する条例（平成４年埼玉県条例第６号）第７条の例による。

２　育児休業をした技能職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いについては、職員の育児休業等に関する条例第８条及び第９条の例による。

３　技能職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、職員の育児休業等に関する条例第32条の例による。

（自己啓発等休業をする者の給与）

第11条　技能職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

（配偶者同行休業をする者の給与）

第12条　技能職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（補則）

第13条　この訓令に定めるもののほか、技能職員の給与について必要な事項は、警察本部長が別に定めることができる。

附　則

1　この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

2　技能職員の給料月額は、平成14年３月31日までの間、第２条から第４条の規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる給料月額からその100分の２．５に相当する額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に基づき定められる額とする。

(1)　第５条に規定する手当（第５条第１項の規定により支給する調整手当を除き、他の手当の額及び次号に掲げる勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる調整手当を含む。）の額

(2)　第５条に規定する手当の額の算出の基礎となる勤務１時間当たりの給与額

3　平成11年10月１日以降に、新たに技能職員となった者の給料月額に係る前項の規定の適用については、技能職員となった日から１年に達する日の属する月の末日までの間に限り、同項中「100分の2.5」とあるのは「100分の１.25」とする。ただし、技能職員以外の県費支弁の職員が人事交流等により引き続いて技能職員となった場合は、この限りでない。

4　当分の間、技能職員の給料月額は、当該技能職員が60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年埼玉県条例第31号）第１条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第４号）第３条第２号に掲げる職員に相当する技能職員にあっては63歳）に達した日後における最初の４月１日以後、当該技能職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級並びに第４条第１項、第３項及び第４項の規定により当該技能職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第１の備考の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額とする。

5　前項の規定は、次に掲げる技能職員には適用しない。

(1)　臨時的に任用される技能職員その他の法律により任期を定めて任用される技能職員及び非常勤の技能職員

(2)　職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している技能職員（同条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能職員を除く。）

（退職手当に関する経過措置）

6　当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第１条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第３条第２号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第６条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例附則第34項、第35項及び第38項の規定の適用については、同条例附則第34項及び第35項中「60歳」とあるのは「63歳」とし、同条例附則第38項中「定年（附則第36項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項第１号及び第２号に掲げる職員にあっては65歳とし、同項第３号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とする。）」とあるのは「定年（附則第36項各号に掲げる職員以外の者にあっては60歳とし、同項第１号及び第２号に掲げる職員にあっては65歳とし、同項第３号に掲げる職員にあっては規則で定める年齢とし、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第１条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第３条第２号に掲げる職員に相当する職員にあっては63歳とする。）」とする。

附　則（平成13年３月30日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成13年６月21日警察本部訓令第22号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年12月27日警察本部訓令第54号）

この訓令は、平成15年１月１日から施行する。

附　則（平成15年３月31日警察本部訓令第16号）

1　この訓令は、平成15年４月１日から施行する。〔後略〕

附　則（平成15年５月30日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成15年６月１日から施行する。

附　則（平成15年８月19日警察本部訓令第29号）

1　この訓令は、平成15年８月19日から施行する。

2　この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける技能職員に対する改正後の給与等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）第４条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

施行日から平成18年３月31日まで	技能職員（一種）は55歳	技能職員（一種）は58歳
	57歳	60歳
平成18年４月１日から平成20年３月31日まで	技能職員（一種）は55歳	技能職員（一種）は57歳
	57歳	59歳
平成20年４月１日から平成22年３月31日まで	技能職員（一種）は55歳	技能職員（一種）は56歳
	57歳	58歳

3　施行日以後新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員のうち、任用の事情等を考慮して前項の規定の適用を受ける技能職員との権衡上必要があると認められる技能職員については、改正後の訓令第４条第１項の規定にかかわらず、警察本部長の定めるところにより、昇給させることができる。

4　改正後の訓令第４条第１項の規定は、同項の規定の適用を受ける技能職員についての同項の規定の適用を受けるに至った日前に行われた昇給の効果に影響を及ぼすものではない。

附　則（平成15年10月21日警察本部訓令第41号）

この訓令は、平成15年11月１日から施行する。

附　則（平成17年３月31日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成17年３月31日から施行する。

附　則（平成17年12月27日警察本部訓令第44号）

1　この訓令は、平成18年１月１日から施行する。

2　平成18年１月の給料月額については、改正後の別表第１の規定にかかわらず、一般職員の同月の給料月額の特例措置の例により、調整することができる。

附　則（平成18年３月31日警察本部訓令第25号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2　この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3　施行日の前日において技能職員の給与等に関する訓令（以下「給与訓令」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する技能職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（附則第５項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める期間）に応じて附則別表第２に定める号給とする。

（職務の級における最高号給を超える給料月額の切替え）

4　施行日の前日において給与訓令別表第１の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた技能職員の施行日における号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める号給とする。

(1)　切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた附則別表第３の旧給料月額欄に掲げられている技能職員　旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（附則第５項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める期間）に応じて附則別表第３に定める号給

(2)　前項に掲げる職員以外の職員　新級における最高の号給

（警察本部長の定める技能職員及び期間）

5　次の各号に掲げる職員に係る旧号給を受けていた期間又は旧給料月額を受けていた期間に該当する期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1)　切替日前において特別昇給以外の事由により給与訓令の改正等がないものとした場合において旧号給又は給料月額（改正前の給与訓令別表第１の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額に限る。以下この項において同じ。）からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員　旧号給又は給料月額を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

(2)　切替日前において特別昇給をした職員のうち、給与訓令の改正等がないものとした場合における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員　旧号給又は給料月額を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

(3)　給与訓令の改正等がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前において昇給延伸の事由に該当した職員　切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号給又は給料月額を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

(4)　給与訓令の改正等がないものとした場合において改正前の給与訓令第４条の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員

（施行日前の異動者の号給の調整）

6　施行日前に職務の級を異にして異動した技能職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、警察本部長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

（技能職員が受けていた号給等の基礎）

7　附則第２項から前項までの規定の適用については、技能職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与訓令又は附則第12項の規定による改正前の技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成15年埼玉県警察本部訓令第29号）附則第３項及びこれらに基づく警察本部長の定めに従って定められたものでなければならない。

（給料の切替えに伴う経過措置）

8　施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「改正後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額（平成22年11月１日において技能職員である者にあっては、当該給料月額に100分の99.53を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。以下この項において「改正前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員には、改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が１円以上となる場合に限る。）を給料として支給する。

(1)　平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間　改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この号及び次号において単に「差額」という。）から差額の２分の１に相当

する額（その額が１万円を超えるときは、１万円）を減じた額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(2)　平成25年４月１日以降　差額から１万円に平成24年４月１日から給料の支給日までの期間に１年を加えた期間の年数（その年数に１年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た額を減じた額

９　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

10　前２項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与訓令第５条第２項（給与訓令第５条第３項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与訓令第５条第２項中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第25号）附則第８項及び第９項の規定による給料の額との合計額」とする。

（補則）

11　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

（技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正）

12　技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成15年埼玉県警察本部訓令第29号）の一部を次のように改正する。

附則第２項から第４項までを削る。

附則別表第１（附則第２項関係）

職務の級の切替表

旧　級	新　級
４　級	４　級
５　級	
６　級	５　級

附則別表第２（附則第３項関係）

号給の切替表（附則第３項関係）

旧号給	旧　級 経過期間	１級	２級	３級	４級	５級	６級
1	３月未満		1	1	1	5	1
	３月以上６月未満		2	1	1	6	1
	６月以上９月未満		3	1	1	7	1
	９月以上12月未満		4	1	1	8	1
	12月以上		5	1	1	9	1
2	３月未満	1	5	1	1	9	1
	３月以上６月未満	2	6	2	2	10	1
	６月以上９月未満	3	7	3	3	11	1
	９月以上12月未満	4	8	4	4	12	1
	12月以上	5	9	5	5	13	1
3	３月未満	5	9	5	5	13	1
	３月以上６月未満	6	10	6	6	14	2
	６月以上９月未満	7	11	7	7	15	3
	９月以上12月未満	8	12	8	8	16	4
	12月以上	9	13	9	9	17	5
4	３月未満	9	13	9	9	17	5
	３月以上６月未満	10	14	10	10	18	6
	６月以上９月未満	11	15	11	11	19	7
	９月以上12月未満	12	16	12	12	20	8
	12月以上	13	17	13	13	21	9
5	３月未満	13	17	13	13	21	9
	３月以上６月未満	14	18	14	14	22	10
	６月以上９月未満	15	19	15	15	23	11
	９月以上12月未満	16	20	16	16	24	12

	12月以上	17	21	17	17	25	13
6	３月未満	17	21	18	17	25	13
	３月以上６月未満	18	22	19	18	26	14
	６月以上９月未満	19	23	20	19	27	15
	９月以上12月未満	20	24	21	20	28	16
	12月以上	21	25	22	21	29	17
7	３月未満	21	25	22	21	29	17
	３月以上６月未満	22	26	23	22	30	18
	６月以上９月未満	23	27	24	23	31	19
	９月以上12月未満	24	28	25	24	32	20
	12月以上	25	29	26	25	33	21
8	３月未満	25	29	26	25	33	21
	３月以上６月未満	26	30	27	26	34	22
	６月以上９月未満	27	31	28	27	35	23
	９月以上12月未満	28	32	29	28	36	24
	12月以上	29	33	30	29	37	25
9	３月未満	29	33	30	29	37	25
	３月以上６月未満	30	34	31	30	38	26
	６月以上９月未満	31	35	32	31	39	27
	９月以上12月未満	32	36	33	32	40	28
	12月以上	33	37	34	33	41	29
１０	３月未満	33	37	34	33	41	29
	３月以上６月未満	34	38	35	34	42	30
	６月以上９月未満	35	39	36	35	43	31
	９月以上12月未満	36	40	37	36	44	32
	12月以上	37	41	38	37	45	33
１１	３月未満	37	41	38	37	45	33
	３月以上６月未満	38	42	39	38	46	34

	６月以上９月未満	39	43	40	39	47	35
	９月以上12月未満	40	44	41	40	48	36
	12月以上	41	45	42	41	49	37
１２	３月未満	41	45	42	41	49	37
	３月以上６月未満	42	46	43	42	50	38
	６月以上９月未満	43	47	44	43	51	39
	９月以上12月未満	44	48	45	44	52	40
	12月以上	45	49	46	45	53	41
１３	３月未満	45	49	46	45	53	41
	３月以上６月未満	46	50	47	46	54	42
	６月以上９月未満	47	51	48	47	55	43
	９月以上12月未満	48	52	49	48	56	44
	12月以上	49	53	50	49	57	45
１４	３月未満	49	53	50	49	57	45
	３月以上６月未満	50	54	51	49	58	46
	６月以上９月未満	51	55	52	50	59	47
	９月以上12月未満	52	56	53	50	60	48
	12月以上	53	57	54	51	61	49
１５	３月未満	53	57	54	51	61	49
	３月以上６月未満	54	58	55	51	62	50
	６月以上９月未満	55	59	56	52	63	51
	９月以上12月未満	56	60	57	52	64	52
	12月以上	57	61	58	53	65	53
１６	３月未満	57	61	58	53	65	53
	３月以上６月未満	58	62	59	54	66	54
	６月以上９月未満	59	63	60	55	67	55
	９月以上12月未満	60	64	61	56	68	56
	12月以上	61	65	62	57	69	57

１７	３月未満	61	65	62	57	69	57
	３月以上６月未満	62	66	63	57	70	58
	６月以上９月未満	63	67	64	58	71	59
	９月以上12月未満	64	68	65	58	72	60
	12月以上	65	69	66	59	73	61
１８	３月未満	65	69	66	59	73	61
	３月以上６月未満	66	70	67	59	74	62
	６月以上９月未満	67	71	68	60	75	63
	９月以上12月未満	68	72	69	60	76	64
	12月以上	69	73	70	61	77	65
１９	３月未満	69	73	70	61	77	65
	３月以上６月未満	70	74	71	61	78	66
	６月以上９月未満	71	75	72	61	79	67
	９月以上12月未満	72	76	73	62	80	68
	12月以上	73	77	74	62	81	69
２０	３月未満	73	77	74	62	81	69
	３月以上６月未満	74	78	75	62	82	70
	６月以上９月未満	75	79	76	63	83	71
	９月以上12月未満	76	80	77	63	84	72
	12月以上	77	81	78	63	85	73
２１	３月未満		81	78	63	85	73
	３月以上６月未満		82	79	64	86	74
	６月以上９月未満		83	80	64	87	75
	９月以上12月未満		84	81	64	88	76
	12月以上		85	82	65	89	77
２２	３月未満		85	82	65	89	77
	３月以上６月未満		86	83	65	90	78
	６月以上９月未満		87	84	66	91	79

	９月以上12月未満		88	85	66	92	80
	12月以上		89	86	67	93	81
２３	３月未満		89	86	67	93	81
	３月以上６月未満		90	87	67	94	82
	６月以上９月未満		91	88	68	95	83
	９月以上12月未満		92	89	68	96	84
	12月以上		93	90	69	97	85
２４	３月未満		93	90	69	97	85
	３月以上６月未満		94	91	70	98	86
	６月以上９月未満		95	92	71	99	87
	９月以上12月未満		96	93	72	100	88
	12月以上		97	94	73	101	89
２５	３月未満		97	94	73	101	89
	３月以上６月未満		98	95	73	102	90
	６月以上９月未満		99	96	74	103	91
	９月以上12月未満		100	97	74	104	92
	12月以上		101	98	75	105	93
２６	３月未満		101		75	105	93
	３月以上６月未満		102		75	106	93
	６月以上９月未満		103		76	107	93
	９月以上12月未満		104		76	108	93
	12月以上		105		77	109	93
２７	３月未満		105		77		
	３月以上６月未満		106		78		
	６月以上９月未満		107		79		
	９月以上12月未満		108		80		
	12月以上		109		81		
２８	３月未満		109		81		

	３月以上６月未満		110		82		
	６月以上９月未満		111		83		
	９月以上12月未満		112		84		
	12月以上		113		85		
２９	３月未満		113				
	３月以上６月未満		114				
	６月以上９月未満		115				
	９月以上12月未満		116				
	12月以上		117				

附則別表第３（附則第４項関係）

旧級	経過期間 旧給料月額	３月未満	３月以上 ６月未満	６月以上 ９月未満	９月以上 12月未満	12月以上
４級	円 365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
５級	383,000	109	110	111	112	113

附　則（平成18年５月22日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成18年５月22日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する訓令の規定

は、平成18年４月１日から適用する。

附　則（平成19年12月26日警察本部訓令第50号）

この訓令は、平成19年12月26日から施行し、平成19年４月１日から適用する。

附　則（平成21年10月30日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成21年11月１日から施行する。

附　則（平成22年10月27日警察本部訓令第32号）

１　この訓令は、平成22年11月１日から施行する。

２　技能職員の給与等に関する訓令第５条第１項の規定により、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）において、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年埼玉県条例第42号）附則第４項の規定の例による場合においては、同項第１号中「。）若しくは」とあるのは、「。）、技能職員の給与等に関する訓令別表第１の適用を受ける技能職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ、技能職員の給与等に関する訓令及び技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令（平成22年埼玉県警察本部訓令第32号）附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第25号）附則第８項から第10項までの規定による給料を支給される技能職員を除く。）若しくは」と読み替えるものとする。

附則別表（附則第２項関係）

職務の級	号給
１級	１号給から77号給まで
２級	１号給から112号給まで
３級	１号給から61号給まで
４級	１号給から48号給まで
５級	１号給から32号給まで

附　則（平成23年３月31日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月12日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成24年４月12日から施行し、第２条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令の規定は、平成24年４月１日から適用する。

附　則（平成26年３月28日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成26年５月30日警察本部訓令第34号）

１　この訓令は、平成26年６月１日から施行する。

２　この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令第５条第２項別表第５の規定により、期末手当及び勤勉手当職務加算について100分の10の加算割合の適用を受けていた技能職員の期末手当及び勤勉手当職務加算割合は、平成28年12月に支給するものまで、なお従前の例による。

附　則（平成26年７月15日警察本部訓令第39号）

この訓令は、平成26年７月15日から施行する。

附　則（平成26年12月24日警察本部訓令第52号）

（施行期日等）

１　この訓令は、平成26年12月24日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項から第７項までの規定は平成27年４月１日から施行する。

２　第１条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（次項において「改正後の訓令」という。）の規定は、平成26年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の訓令の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の技能職員の給与等に関する訓令の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

４　平成27年４月１日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員には、平成30年３月31日までの間、切替後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が１円以上となる場合に限る。）を給料として支給する。

(1)　切替日から平成28年３月31日までの間　切替前給料月額と切替後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）

(2)　平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間　差額に３分の２を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(3)　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間　差額に３分の１を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

５　切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員（前項に規定する技能職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

６　切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

７　前３項の規定による給料を支給される技能職員に関する技能職員の給与等に関する訓令第５条第２項（同条第３項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第２項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成26年埼玉県警察本部訓令第52号）附則第４項から第６項までの規定による給料の額との合計額及びこれに対する地域手当の月額」とする。

附　則（平成27年３月17日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成27年３月17日から施行し、平成26年６月１日から適用する。

附　則（平成27年３月27日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年３月30日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成28年３月30日から施行し、改正後の別表第１の規定は、平成27年４月１日から適用する。ただし、改正後の別表第２の規定は、同年４月１日から施行する。

附　則（平成28年12月26日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成28年12月26日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

附　則（平成29年12月27日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成29年12月27日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

附　則（平成30年３月29日警察本部訓令第12号）

（施行期日）

1　この訓令は、平成30年４月１日から施行する。

（職務級の切替え）

2　この訓令の施行の日（以下施行日という。）の前日においてその者が属していた職務の級が附則別表の旧級欄に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級欄に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、警察本部長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

3　施行日の前日において技能職員の給与等に関する訓令（以下「給与訓令」という。）別表第１の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給は、前項の規定によりその者が属することとなる新級の号給のうち、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する給料月額と同一の給料月額の号給（同一の給料月額の号給がないときは、直近下位の給料月額の号給）とし、旧号給に対応する給料月額が新級の最高の号給を超えるときは、当該最高の号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

4　施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

5　施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員（前項に規定する技能職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

6　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前２項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

7　附則第４項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与訓令附則第４項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第４項の規定にかかわらず、給与訓令附則第４項に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と給与訓令附則第４項に定める給料月額との差額を給料として支給する。

8　附則第５項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与訓令附則第４項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第５項の規定にかかわらず、警察本部長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

9　附則第６項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与訓令附則第４項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第６項の規定にかかわらず、警察本部長の定めるところにより、前２項の規定に準じて、給料を支給する。

10　前６項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与訓令第５条第２項（同条第３項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第２項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成30年埼玉県警察本部訓令第12号）附則第４項から第９項までの規定による給料の額との合計額及びこれに対する地域手当の月額」とする。

（給料の切替えに伴う退職手当に関する経過措置）

11　施行日の前日に在職する技能職員及び施行日以降に新たに給料表の適用を受けることになった技能職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号。以下「退職手当条例」という。）の規定により計算した退職手当の額が、この訓令による改正

後の給与訓令に基づく給料月額（別表第１の備考の規定を適用しない額とする。）を基礎として退職手当条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、給与訓令第６条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

（補則）

12　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附則別表（附則第２項関係）

職務の級の切替表

<table>
<tr><th>旧　級</th><th>新　級</th></tr>
<tr><td>１　級</td><td>１　級</td></tr>
<tr><td>２　級</td><td rowspan="2">２　級</td></tr>
<tr><td>３　級</td></tr>
<tr><td>４　級</td><td>３　級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">５　級</td><td>４　級</td></tr>
<tr><td>５　級</td></tr>
</table>

（注）　平成29年４月１日において旧級５級に９年以上在級している技能職員のうち、技能職員（一種）で55歳以上又は技能職員（二種）で58歳以上の者を新級５級とし、それ以外の者を新級４級とする。

附　則（平成30年12月25日警察本部訓令第27号）

（施行期日等）

１　この訓令は、平成30年12月25日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

（給与の内払）

２　この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正前の訓令という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

３　平成30年４月１日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に

おいて、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規定による号給とするものとする。

4　施行日から平成31年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（補則）

5　附則第２項から前項までに定められるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附　則（令和元年12月24日警察本部訓令第17号）

（施行期日等）

1　この訓令は、令和元年12月24日から施行し、平成31年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2　この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正前の訓令という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

3　平成31年４月１日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規定による号給とするものとする。

4　施行日から令和２年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなっ

た技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（補則）

5　附則第２項から前項までに定められるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附　則（令和２年３月27日警察本部訓令第10号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年12月23日警察本部訓令第37号）

（施行期日）

1　この訓令は、令和４年12月23日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（給与の内払）

2　この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正前の訓令」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

3　令和４年４月１日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規定による号給とするものとする。

4　施行日から令和５年３月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（捕則）

5　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附　則（令和５年３月30日警察本部訓令第19号）

（施行期日）

1　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　第１条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（次項において「改正後の訓令」という。）附則第４項及び第５項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号。次項において「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項又は第６項の規定により勤務している技能職員には適用しない。

3　暫定再任用職員（令和３年改正法附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された技能職員をいう。以下同じ。）のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項及び附則第５項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた技能職員の給料月額は、当該技能職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の訓令第４条第５項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）であるものとした場合に適用される改正後の訓令第２条第１項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級に応じた額とする。

4　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第１項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた技能職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令（昭和四十四年埼玉県警察本部訓令第12号）第３条の規定によりその例によることとされる埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第15条の２第１項第２号の規定により定められた当該技能職員の勤務時間を同規程第12条に規定する日勤制勤務の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5　暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の訓令第２条第１項の給料表の定

年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令第３条の規定によりその例によることとされる埼玉県警察処務規程第15条の２第１項第２号の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同規程第12条に規定する日勤制勤務の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

6　前３項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与については、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）の適用を受ける職員の例による。

（補則）

7　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

別表第１（第２条関係）

給　　料　　表

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級
	号　給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500

	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400
	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	215,800	253,100	282,500	311,300	
	71	216,100	253,500	283,300	311,800	
	72	216,400	253,900	284,000	312,300	
	73	216,600	254,100	284,800	312,600	
	74	217,000	254,500	285,500	313,100	
	75	217,400	255,000	286,300	313,600	
	76	218,000	255,500	287,100	314,000	
	77	218,200	255,800	287,700	314,200	
	78	218,700	256,200	288,200	314,500	
	79	219,100	256,700	288,700	314,800	
	80	219,500	257,200	289,100	315,100	
	81	220,000	257,500	289,500	315,400	
	82	220,300	257,800	289,900	315,700	
	83	220,600	258,100	290,400	316,000	
	84	221,000	258,400	290,900	316,300	
	85	221,500	258,600	291,300	316,500	
	86	221,900	258,800	291,900	316,900	
	87	222,300	259,100	292,500	317,200	
	88	223,000	259,400	293,100	317,400	
	89	223,400	259,600	293,400	317,600	
	90	223,900	259,800	293,900	317,900	
	91	224,400	260,200	294,400	318,200	
	92	224,800	260,400	294,800	318,500	
	93	225,100	260,700	295,200	318,700	
	94	225,500	261,100	295,700	319,000	
	95	225,900	261,400	296,200	319,300	
	96	226,200	261,700	296,700	319,500	
	97	226,500	261,900	297,000	319,700	
	98	226,900	262,200	297,400	320,000	
	99	227,300	262,400	297,900	320,300	
	100	227,700	262,700	298,400	320,500	

	101	228,100	263,000	298,800	320,700	
	102	228,500	263,200	299,200		
	103	228,900	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給与月額	基準給与月額	基準給与月額	基準給与月額	基準給与月額
		円 193,600	円 204,700	円 223,200	円 244,000	円 274,700

備考　この表の適用を受ける技能職員の給料月額は、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第２（第３条関係）

級　別　基　準　職　務　表

級	基　準　と　な　る　職　務	
	技　能　職　員　（一種）	技　能　職　員　（二種）
１　　級	警察主事又は警察技師の職務	警察主事又は警察技師の職務
２　　級	困難な業務に従事する警察主事又は警察技師の職務	困難な業務に従事する警察主事又は警察技師の職務
３　　級	主任の職務	主任の職務
４　　級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務
５　　級	特に困難な業務に従事する主任の職務	特に困難な業務に従事する主任の職務

別表第３（第４条関係）

初　任　給　基　準　表

職　員　の　種　類	学　歴　免　許	初　任　給
技　能　職　員　（一種）	高　　校　　卒	１級　25号給
	中　　学　　卒	１級　13号給
技　能　職　員　（二種）	中　　学　　卒	１級　9号給

備考　１　職員の種類欄の区分は、埼玉県警察組織規程（昭和51年埼玉県警察本部訓令第１号）第11条第３項に定めるところによる。

２　学歴免許等の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第３に定めるところによる。

３　自動車運転及び機器操作の業務に従事する技師のうち、その就業に必要な免許等の資格を有する者の学歴免許欄の区分は「高校卒」とし、これらの者の経験年数は、その就業に必要な免許等の資格所得後のものとする。

別表第４　（第４条関係）

昇　格　時　号　給　対　応　表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	21	2	13
31	1	22	3	14
32	1	22	4	14
33	1	23	5	15
34	1	23	6	15
35	1	24	7	16
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20

44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	34	18	22
47	11	35	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	41	26	26
55	19	42	27	27
56	20	42	28	27
57	21	43	29	27
58	22	43	30	28
59	23	44	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	50	38	31
67	31	51	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	53	43	33
72	36	54	44	34
73	37	54	45	34
74	38	54	46	34
75	39	55	47	35
76	40	55	48	35
77	41	55	49	35
78	42	56	50	36
79	43	56	51	36
80	44	56	52	36
81	45	57	53	37
82	45	57	54	37
83	46	58	55	37
84	46	58	56	37
85	47	59	57	37
86	47	59	58	37
87	48	60	59	37
88	48	60	60	38
89	49	61	61	38
90	49	61	61	38
91	50	61	62	38
92	50	62	62	38

93	51	62	63	38
94	51	62	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	63	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	65	69	
106	56	66	70	
107	56	66	71	
108	57	66	72	
109	57	66	73	
110	57	66	73	
111	57	67	74	
112	57	67	74	
113	58	67	75	
114	58	67	75	
115	58	67	76	
116	58	68	76	
117	58	68	76	
118	59	68	76	
119	59	68	76	
120	59	68	76	
121	59	68	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		69	76	
125		69	76	
126		69	76	
127		69	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		70	76	
132		70	76	
133		70	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		

別表第５（第５条関係）

期末手当及び勤勉手当職務加算表

職　　務　　の　　級	加　算　割　合
職務の級４級の職員（在職２年以上の職員）	100分の５
職務の級５級の職員	100分の５